

【参考】

国土建第162号
国土建整第37号
平成27年7月1日

都道府県総務部長・土木部長等

殿

政令指定都市総務局長等

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設市場整備課長

発注関係事務の運用に関する指針を踏まえた
工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達の円滑化について

平成26年6月、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が改正され、同法第22条に基づき、平成27年1月、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されました。運用指針においては、「施工現場における労働環境の改善」の一環として、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来形部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る」とこととされております。

下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度については、前金払及び中間前金払を受けてから、完工後に完成払を受けるまでの間の下請建設企業や労働者に対する支払い、元請建設企業の資金調達手段の多様化等に資する重要な資金調達手段として活用されているところですが、両制度の利用が進んでいない地域も見られます。

つきましては、下記のとおり、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達の円滑化について、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長に対してもこの旨周知願います。

記

1. 公共工事における元請建設企業の資金調達

公共工事においては、請負代金の4割が前払金として、2割が中間前払金として現金で元請建設企業に支払われることにより、元請建設企業の円滑な資金調達及び下請建設企業や労働者等に対する円滑な支払の促進が図られています。

【参考】

加えて、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達手段として、下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度が活用されております。なお、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）第5条において公共工事請負代金債権はその債権譲渡が原則禁止されておりますが、両制度については、出来形相当分に係る工事請負代金額から前払金、中間前払金等を控除した金額についてのみ債権譲渡を認めること、債権譲渡先は建設業の実務に関して専門的知見を有する事業協同組合等に限定されていること等から、その例外として扱われているところです。

2. 下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の利活用促進に向けたご協力のお願い

下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度は、前金払及び中間前金払を受けてから、完工後に完成払を受けるまでの間の下請建設企業や労働者に対する支払い、元請建設企業の資金調達手段の多様化等に資する重要な資金調達手段として活用されているところです。この度、運用指針が策定されたことを踏まえ、元請業者の資金調達の円滑化を図るための両制度のさらなる利活用にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

制度の利用にあたっては、工事標準請負契約書（公共工事標準請負契約約款に従い作成された契約書である場合を想定。）第5条ただし書に規定する発注者の承諾を得る必要がありますが、建設業の実務に関して専門的知見を有する事業協同組合等が実施する出来形査定に基づく、出来形相当分に係る工事請負代金額から前払金、中間前払金等を控除した金額についてのみの債権譲渡に限られますので、制度の趣旨をご理解の上、債権譲渡の承諾、承諾に係る手続き等の適切な運用に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、貴管内市町村に対しましても、この旨周知方お願い申し上げるとともに、制度未導入の管内市町村に対する制度の周知及び普及促進や、制度を導入している管内市町村に対する積極的な制度活用の促進に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、前金払制度及び中間前金払制度についても、これまでその導入及び運用の改善が図られているところですが、引き続き、貴管内市町村における前金払制度の運用改善及び中間前金払制度の導入等の促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

公共工事発注者の皆さまへ



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共工事に係る工事請負代金債権の 譲渡を活用した融資制度について

(下請セーフティネット債務保証事業・地域建設業経営強化融資制度)

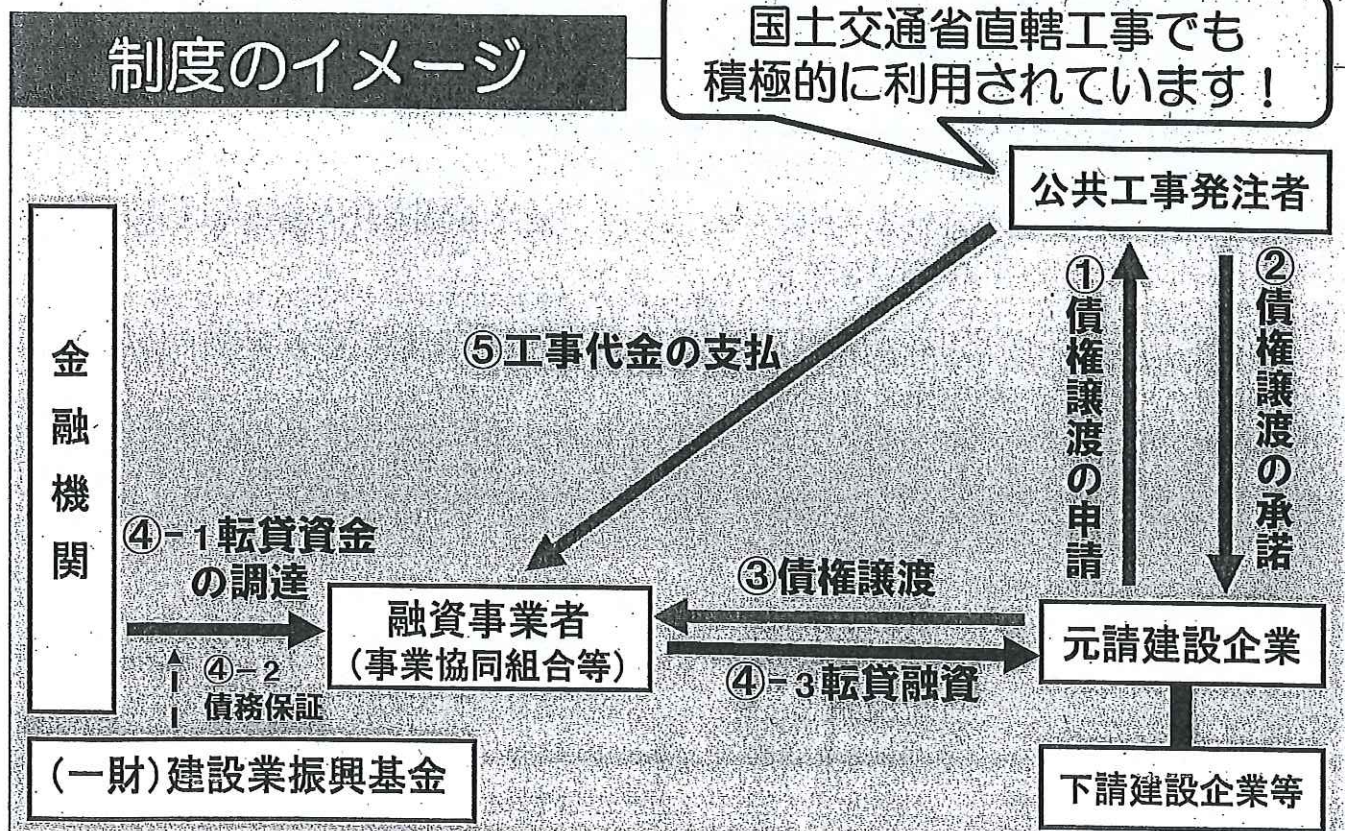
平成26年、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、同法第22条に基づき、平成27年1月、「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されました。

運用指針においては、「施工現場における労働環境の改善」の一環として、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、・・・下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る」こととされております。

公共工事においては、請負代金の4割が前払金として、2割が中間前払金として現金で元請建設企業に支払われることにより、元請建設企業の円滑な資金調達及び下請建設企業や労働者等に対する円滑な支払の促進が図られていますが、運用指針の策定を踏まえ、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達手段である下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度についても、その利活用にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

制度のイメージ

国土交通省直轄工事でも積極的に利用されています！



制度導入にあたってのQ & A

I. 導入するメリットは？

- 施工する建設企業の資金調達の円滑化を図ることを通じて、発注工事の品質確保や円滑な施工に資することが期待されます。
- 元請建設企業が下請建設企業や労働者に早期に支払いを行うことができ、地域経済の活性化にも寄与します。
- 制度の活用により、中小・中堅建設企業に対する新たな支援策を提供することが可能となります。

II. 前金払制度・中間前金払制度との関係は？

- 建設企業は本制度の活用により、前金払・中間前金払を受けた後、完工後の工事請負代金の支払いを受けるまでの間の一貫した資金調達が可能となります。
- このため、前金払制度・中間前金払制度に加え、本制度を導入することにより、建設企業の資金調達の円滑化を一層図ることが可能となります。

III. 導入にあたって地方公共団体の負担は？

- 導入には債権譲渡の承諾のみを行えば足りるため、財政負担は生じません。
- 既に導入した地方公共団体においては、既存の事務執行体制で対応しているケースも多く見られます（事務取扱要領等の作成にあたっては、都道府県や近隣の導入済み市区町村がHP等に公開しているものを参考にしたり、地方整備局等や導入済みの地方公共団体から情報収集して作成しているケースが見られます。）。
- 本制度による融資を行う場合、融資時点での出来形確認を行うことが必要ですが、融資事業者が出来形確認を行うため、発注者が行う必要はありません。

IV. 債権譲渡は原則禁止ではないのですか？

- 公共工事標準請負契約約款第5条においては、公共工事請負代金債権はその債権譲渡が原則禁止されております。
- しかしながら、
 - ・ 出来形相当分に係る工事請負代金額から前払金、中間前払金等を控除した金額についてのみ債権譲渡を認めること
 - ・ 譲渡先が建設業の実務に関して専門的知見を有する者に限定されていることから、債権譲渡を認めた場合でも、それに伴うリスクが極めて低くなっているため、例外として扱われております。

〔制度のお問い合わせはこちらまで〕

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281	(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233	東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906	北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186	四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910